

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの共催に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次の条項により、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベント「ショーケースプログラム（仮称。以下「本イベント」という。）」を共同で開催することに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、東京ベイeSGプロジェクトが目指す「『自然』と『便利』が融合する持続可能な都市」を広く国内外に発信し、世界各都市と連携してサステナブルな社会の実現に向けたムーブメントを牽引するとともに、東京から持続可能な新しい価値を海外に発信する“Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo”の下で、甲のスタートアップイベントと海外都市首長級会議と連携し、共同で開催することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から乙の解散日までとする。

（イベント実施概要）

第3条 本イベントの実施概要は以下のとおり。

（1）開催期間

令和6年4月27日（土曜日）から5月26日（日曜日）まで

（2）開催場所

有明アリーナ、日本科学未来館、シンボルプロムナード公園他

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担は、以下のとおりとする。

（1）甲の分担業務

ア 本イベントの企画・実施等に関する協議及び助言

イ 甲の媒体を用いた広報等

ウ SusHi Tech Tokyoとして一体的に開催するイベントの調整

エ 本イベントの実施に係る経費の負担に関すること

オ その他甲が必要と認める事項

（2）乙の分担業務

ア 本イベントの企画、広報、実施等に関する業務全般

イ その他本イベントの実施に必要な事項

(経費の負担)

第5条 前条(1)エに定める経費の負担については、甲の各年度の予算に応じて、別に定めるところによる。

(協定の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき。
- (2) 甲において、施策方針の変更等により又は公益上の見地から本イベントに関する事業を中止する必要があるとき。
- (3) 乙の業務執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず本イベントを中止するとき。

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(印刷物の作成)

第7条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第8条 甲及び乙は、業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上、本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第9条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
代表者 実行委員長 辻 愛沙子